

原油価格高騰に対する緊急対策

令和 4 年 3 月 4 日

原油価格高騰等に関する関係閣僚会合

コロナ禍からの世界経済の回復に伴う原油の需要増や一部産油国の生産停滞などによる原油価格高騰を受け、国内の石油製品価格は 13 年ぶりの高値水準に達している。政府としては、令和 3 年 11 月 19 日閣議決定の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において、エネルギー価格高騰への対応として燃料油価格の激変緩和事業や農業・漁業・運送業等の業界・業種ごとへの支援、地域の実情に応じた地方自治体独自の対策への財政支援など、重層的な対応策を実施してきた。

一方、ロシアによるウクライナ侵略などの地政学的な変化が、世界の原油価格や需給に大きな影響を与える可能性があり、さらなる急騰に備え、先手先手で追加的な対策の検討・実施が不可欠な状況にある。

こうした現状の変化に対して緊急に機動的に対応し、国民生活や企業活動への影響を最小限に抑える観点から、激変緩和事業の強化・徹底とともに、業界・業種別などのきめ細かな対応を併せて講ずることとし、今後、政府一体となって対策を実行していく。

1. 激変緩和策

● 激変緩和事業の拡充（経済産業省）

- 燃料油価格の激変緩和事業について、元売事業者等に対する価格抑制原資の支給額の上限を 5 円から 25 円に引き上げることにより、急激な価格上昇を抑制し、国民生活や企業活動等への不測の影響を緩和する。

2. 国際原油市場の安定化への働きかけ

● 産油国への増産働きかけ、関係国際機関及び主要消費国との連携（経済産業省・外務省）

- ハイレベルの会談及び在外公館を通じた産油国への増産の働きかけを行う。
- 国際エネルギー機関（IEA）をはじめとする関係国際機関及び、G7、G20等の枠組みも活用しつつ、米国等の主要消費国とエネルギー市場安定化に向けて連携を行う。

3. 中小企業対策

● 資金繰り支援（中小企業庁）

- 政府系金融機関、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、各経済産業局等に「ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口」を設置し、原油価格上昇の影響により資金繰りや経営に困難を来している中小企業者の相談を受付中。

- ウクライナ情勢・原油価格上昇等の影響を受けている場合には、①セーフティネット貸付の数値要件（売上5%減等）を撤廃するとともに、②このうち、利益率が5%以上減少した事業者に対して金利を0.2%引き下げる。さらに状況が悪化する場合には、追加の支援を検討。
 - 新型コロナに加え、足下の原油高騰の影響も踏まえ、影響を受ける事業者に対する返済条件の変更等に柔軟に対応することなどを、関係大臣等より官民金融機関等に対し要請。
- 「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に基づく対応（内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁）
 - 「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和3年12月27日内閣官房、消費者庁、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、公正取引委員会）に基づき、中小企業等が原油をはじめとするエネルギーコスト等の上昇分を適切に転嫁できるよう、価格転嫁円滑化スキームにより関係省庁や下請事業者から広範囲に情報提供を受け付ける。価格転嫁円滑化に向けた法執行の強化に向けて、独占禁止法上の「優越的地位の濫用」や下請代金法上の「買ったたき」などに対する取締りを強化する。
 - 原油価格が昨年よりも高騰し、さらに影響が長期化していることを踏まえ、昨年11月に続き、今後、中小企業等が原油価格上昇などのコスト上昇分を適切に転嫁できるよう、業界団体（約1500団体）を通じ、親事業者に対して、下請事業者への配慮を要請。その際、昨年末に決定した「転嫁円滑化施策パッケージ」に基づく取組や、価格交渉促進月間を3月にも設定することなど、価格転嫁に向けた施策についても改めて周知する。

4. エネルギー構造転換の促進

- 省エネルギーの推進（経済産業省）
 - 産業・業務部門における性能の優れた省エネ設備への更新を支援し、需要側における燃料・電力の消費抑制に資する取組を促しエネルギーコストを節減する。
 - 大幅な省エネ実現と再エネの導入により、年間の一次エネルギー消費量の収支ゼロを目指した住宅・ビルのネット・ゼロ・エネルギー化を中心に、民生部門の省エネ投資を促進する。
- クリーンエネルギー自動車の普及促進（経済産業省・国土交通省）
 - 電気自動車や燃料電池自動車等について、購入支援を充実させることにより、早期に需要創出や車両価格の低減を促す。

5. 業種別対策

（1）漁業

- 漁業経営セーフティーネット構築事業、競争力強化型機器等導入緊急対策事業（水産庁）

- 漁業の燃油価格高騰対策について、事業の安定的な運営を確保するため、基金への積み増しを行う。
- 漁業者の省エネ機器の導入支援について、支援対象を拡充する。

(2) 農林業

- **施設園芸等燃油価格高騰対策、産地生産基盤パワーアップ事業、林業・木材産業成長産業化促進対策、建築用木材供給・利用強化対策（農林水産省・林野庁）**
 - 施設園芸等の燃油価格高騰対策について、積立割合の上限引上げによるセーフティネット機能の強化等を図る。
 - 施設園芸農家の省エネ機器の導入支援について、支援枠等を拡充する。
 - きのこ生産者や木材加工事業者の省エネ機器の導入支援について、要件の一部見直しや支援対象の拡充を行う。

(3) 運輸業

- **タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業（国土交通省）**
 - LP ガスの価格高騰による負担軽減のため、原油価格高騰の激変緩和制度（資源エネルギー庁）に準じて、タクシー事業者に対する支援を拡充する。
- **適正な運賃收受のための荷主等への周知及び是正措置の実施（国土交通省）**
 - 「転嫁円滑化施策パッケージ」に基づく取組に加え、トラック運送や内航海運について、燃料の価格上昇分が適正に運賃に反映されるよう、荷主企業等に対し理解と協力を呼びかけた上で、貨物自動車運送事業法や改正後の内航海運業法に基づき、不当な運賃の据え置き等に対し、働きかけ、勧告、公表等の必要な対応を行う。
- **離島航空路に係る燃油価格高騰の影響緩和対策（国土交通省）**
 - 燃油価格高騰の影響を緩和するため、離島航空路を運航する事業者に対し、離島航空路確保維持事業による支援を実施する。

(4) 生活衛生関係営業

- **生活衛生関係営業に係る原油等の価格上昇分の転嫁に関する周知（厚生労働省）**
 - 「転嫁円滑化施策パッケージ」に基づく取組に加え、クリーニング業をはじめとした生活衛生関係営業者における原油等の価格上昇分の転嫁等を利用者に対してポスター等により周知する。
- **生活衛生関係営業に対する相談支援（厚生労働省）**
 - 生活衛生関係営業者について、専門家による支援や補助金等を活用するための助言等を行う。

6. 地方対策、国民生活への支援

- **新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（内閣府）**
 - 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた生活者に対する灯油等燃料費高騰の負担軽減や事業者に対する燃料費高騰の負担軽減のための取組を支援する。
 - ・ 生活困窮者等に対する灯油購入費等の助成
 - ・ 農業者・漁業者等に対する燃油購入費等の助成
 - ・ 運輸事業者・交通事業者に対する燃料費高騰分等の助成 等

- **地方公共団体の実施する原油価格高騰対策に係る特別交付税措置（総務省）**
 - 原油価格高騰対策に係る特別交付税措置により、以下のような地方公共団体が実施する原油価格高騰対策への財政支援をきめ細かく行う。
 - ・ 生活困窮者等に対する灯油購入費等の助成
 - ・ 農業者・漁業者等に対する燃油高騰分等の助成
 - ・ 社会福祉施設に対する暖房費高騰分等の助成
 - ・ 公衆浴場に対する燃料費高騰分等の助成 等